

南空知消防組合障害者活躍推進計画

令和 2 年 4 月 1 日
南空知消防組合 消防長

【1. 基本的な考え方】

この計画は、障害者と障害者でない者との均等な雇用及び待遇を確保し、障害者とその能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するため「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」が制定されました。

さらに、令和元年に法律の一部改正が行われ、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるように、障害者活躍推進計画を策定することとされています。

こうしたことから、障害者活躍推進計画作成指針に基づき、障害者が活躍できる職場環境を推進するため、南空知消防組合障害者活躍推進計画を策定したものです。

【2. 計画期間】

・本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

【3. 障害者雇用に関する課題】

・本組合は、雇用に関する国及び地方公共団体の義務（障害者の雇用の促進等に関する法律 第38条）の対象外となっている消防吏員しか在籍しておらずこれまでに障害者に限った募集・採用を行ったことはなく、現在在籍していませんが、今後、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備が必要です。

【4. 障害者の活躍を推進する体制整備】

- ・障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任します。
- ・障害者である職員の相談窓口を設置し、周知します。

【5. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理】

- ・障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じ、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならないよう適切に対応します。